

大網白里市オープンデータ利用規約

(対象データの利用)

第1条 大網白里市オープンデータ専用ページ（以下「本ページ」という。）で公開している情報（以下「対象データ」という。）は、どなたでもこの規約に従って、利用（複製、公衆送信、翻訳、変形等の翻案等を行うことをいう。以下同じ。）することができます。

また、商用利用することも可能です。

なお、対象データの利用をもって、この規約に同意したものとみなします。

(適用除外)

第2条 数値データ、簡単な表、グラフ等は、著作権の対象ではないため、この規約の適用はありません。

(著作権)

第3条 著作権を有している対象データの利用は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja> に規定される著作権利用許諾条件を指す。) によるものとします。

(出典の記載等)

第4条 対象データを利用した際は、出典を記載してください。

2 対象データを編集、加工等して利用した場合は、前項の規定による出典の記載に加え、編集、加工等を行った旨を記載してください。

なお、編集、加工等した対象データについて、市が作成したかのような態様で公表し、又は利用することはできません。

(第三者の権利)

第5条 第三者（本市以外の者をいう。以下同じ。）が著作権又は著作権以外の権利（写真における肖像権、パブリシティ権等をいう。）を有している対象データ（以下「著作権等付対象データ」という。）については、権利処理済であることが明示されている場合を除き、対象データを利用する者（以下「利用者」という。）の責任において、著作権等付対象データの利用の許諾を得てください。

2 前項の規定にかかわらず、著作権等付対象データであっても、著作権法（昭和45年法律第48号）第32条第1項に規定する引用等のように著作権者等の許諾を得ることなく対象データを利用することができる場合があります。

(準拠法及び合意管轄)

第6条 この規約は、日本法に基づいて解釈されます。

2 対象データの利用に係るこの規約違反及びこの規約に関する紛争については、日本国千葉地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

(免責事項)

第7条 市は、利用者が対象データを利用して行う一切の行為（対象データを編集、加工等した情報を使用する行為を含む。）について、何ら責任を負うものではありません。

2 対象データは、予告なく変更、移転、削除等する場合があります。

(禁止事項)

第8条 市は、利用者が対象データを利用することについて、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 市又は第三者に損害を与える行為又は損害を与えるおそれのある行為
- (2) 市又は第三者の名誉を毀損する行為又は名誉を毀損するおそれのある行為
- (3) 本ページの運営を妨害する行為
- (4) 対象データを有害なプログラムに利用する行為
- (5) その他法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

2 前項各号に掲げる行為を行ったことにより市に損害が生じた場合は、当該行為を行った者がその損害を賠償するものとします。

(規約違反等への対応)

第9条 利用者がこの規約に違反したこと又は第三者の権利を侵害したことに起因又は関連して生じた全ての苦情及び請求については、利用者の責任及び費用負担により解決するものとし、市は一切の責任を負いません。

2 利用者がこの規約に違反したこと又は第三者の権利を侵害したことに起因又は関連して生じた全ての苦情及び請求への対応により市に費用負担が生じた場合は、利用者が当該費用負担するものとします。

(その他)

第10条 この規約は、法令で定める事項について、制限を加えるものではありません。

2 この規約は、政府標準利用規約（第2.0版）を基に作成しています。

3 この規約は、今後変更される可能性があります。

附 則

この規約は、令和2年11月11日から施行します。